

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の期末手当の支給月数を次のとおり改定するとともに、所要の改正をする。

(1) 期末手当の支給月数

	現 行	令和4年度（案）	令和5年度以降（案）
年間支給月数	3. 5 6	3. 6 4 (+0.08)	3. 6 4 (+0.08)
6 月	1. 655	1. 655(——)	1. 820(+0.165)
1 2 月	1. 655	1. 735(+0.08)	1. 820(+0.165)
3 月	0. 250	0. 250(——)	廃止

(2) 3月期末手当の廃止に伴う所要の改正

	現 行	改正案																							
基準日	3月1日、6月1日 及び12月1日	6月1日及び12月1日																							
在職期間の 区分に応じ た割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日が3月1日又は6月1日である場合</td> <td>基準日が12月1日である場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1月15日以上3月未満</td> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>1月15日未満</td> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3月	6月	100分の100	1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60	1月15日未満	3月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間		割合																							
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																								
3月	6月	100分の100																							
1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60																							
1月15日未満	3月未満	100分の30																							
在職期間	割合																								
6月	100分の100																								
3月以上6月未満	100分の60																								
3月未満	100分の30																								

2 施行期日

- (1) 本年12月分の期末手当の引上げ 公布の日
(2) 3月期末手当の廃止及び令和5年度の期末手当の改定 令和5年4月1日